

# 化学物質管理者講習会のご案内

## 【取扱事業場向け講習】

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和6年4月1日からリスクアセスメントの対象物である化学物質を製造、取扱い、譲渡提供するすべての事業場において、「**化学物質管理者**」の選任が義務付けられました。

事業場においては、事業者による自律的な化学物質管理が求められており、事業者が化学物質の危険有害性を把握し適切に取り扱いその際ラベル・SDS等の作成やリスクアセスメント、ばく露防止措置の実施など化学物質の管理に係る技術的事項を管理するのが「化学物質管理者」です。

化学物質を製造する事業場については、専門的講習(12時間)の受講が必要とされており、また、リスクアセスメント対象化学物質を製造する事業場以外の事業場では、専門的講習に準ずる「化学物質管理者講習(1日6時間コース)」を受講された方から選任することが望ましいとされています。

当協会では、化学物質管理者に必要な知識・技能を身につけていただくため、化学物質を取扱う事業場等(製造事業場を除く)で選任の予定がある方を対象に**化学物質管理者講習会(1日6時間)**を開催することにしました。

この機会に是非受講されますようご案内いたします。

### 1 講習開催日・受付期間等

- 講習会は、1日コース(6時間)となっています。
- 受付期間になりますと受付可能です。受付期間内でも定員(70名)になりましたら受付を終了とさせていただきます。
- 受講希望者が多いときは、臨時に講習を計画することがあります。この場合、本講習Web上でご案内いたします。また、受講申込者が非常に少ないときは、講習を取りやめ又は延期することがありますのであらかじめご了承願います。

講習日程等については、本会ホームページからもご覧頂けます。

鹿児島県労働基準協会  「**化学物質管理者講習Web案内**」

| 回   | 講習開催期日        | 受付期間(Web受付)                 | 受講料<br>納入期限       |
|-----|---------------|-----------------------------|-------------------|
| 第1回 | 令和6年6月5日(水)   | 令和6年5月8日(水)～<br>5月10日(金)    | 令和6年<br>5月14日(火)  |
| 第2回 | 令和6年9月10日(火)  | 令和6年8月7日(水)～<br>8月9日(金)     | 令和6年<br>8月14日(水)  |
| 第3回 | 令和6年11月12日(火) | 令和6年10月9日(水)～<br>10月11日(金)  | 令和6年<br>10月16日(水) |
| 第4回 | 令和7年1月21日(火)  | 令和6年12月18日(水)～<br>12月20日(金) | 令和6年<br>12月24日(火) |
| 第5回 | 令和7年3月5日(水)   | 令和7年2月5日(水)～<br>2月7日(金)     | 令和7年<br>2月12日(水)  |

※講習時間は、午前9時30分から午後5時00分までを予定しています。

## 2 申し込み・問い合わせ先

公益社団法人鹿児島県労働基準協会 「化学物質管理者講習」係

〒 892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

《 お問い合わせ時間 平日9時～17時 》

化学物質管理者講習Web申し込み等につきましては、次のメールアドレスよりお問い合わせください。

お問い合わせ専用メールアドレス [info-kagaku@kakikyo.or.jp](mailto:info-kagaku@kakikyo.or.jp)

## 3 申込方法

希望される講習日の受付期間内にWeb申込画面に必要事項等を入力し、受講料を期限内にお振り込みください。

本講習では、原則インターネットを利用しての申し込みをお願いしています。

本会ホームページの「[化学物質管理者講習Web申込](#)」にお進み頂き、申し込み画面に必要事項の入力と必要書類等をアップし手続きをお願いします。

なお、インターネット環境がないなどWeb申し込みが困難な場合は、お問い合わせください。

## 4 講習実施会場

オロシティーホール(鹿児島市卸本町6-2)を主会場として開催します。

専用の駐車場がありますので**第2駐車場**をご利用下さい。

※詳細は、HPからオロシティーホールのご案内をご覧ください。

**※車利用の方は会場までの交通渋滞が激しいですので余裕をもってお越しください。**

## 5 郵送での申し込み

原則として、Web申込をお願いしていますが、Web申込が困難な場合に郵送で受け付けます。

書面での申し込みは、「化学物質管理者講習受講申込書」を本会へ送付願います。

【送付先】 (公社)鹿児島県労働基準協会 化学物質管理者講習係  
〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

## 6 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物(法令で約2,900種類)を製造、取り扱い、又は譲渡提供を行うすべての事業場が対象となります。

**1種類でも使用していれば業種や規模に関係なく選任する必要があります。**

本講習は、化学物質を取扱う事業場を対象とした講習を実施するものです。

## 7 受講対象者

化学物質を取扱う事業場等(製造事業場を除く)で化学物質管理者として職務を担う方を対象とします。

## 8 受講料金

| 区 分                     | 受講料(税込)     | 教本(税込)    | 合 計(税込) |
|-------------------------|-------------|-----------|---------|
| 一般事業場様<br>(会員事業場以外の事業場) | 12,100円     | 1,980円    | 14,080円 |
|                         | 本体 11,000円  | 本体 1,800円 |         |
|                         | 10%税 1,100円 | 10%税 180円 |         |
| 会員事業場様                  | 11,000円     | 1,980円    | 12,980円 |
|                         | 本体 10,000円  | 本体 1,800円 |         |
|                         | 10%税 1,000円 | 10%税 180円 |         |

### 【会員事業場について】

■会員事業場様には受講料の割引制度を行っておりますので、本会会員の有無を確認の上申し込みをお願いします。なお、会員様が一般事業場の受講料で申し込みされた場合であっても受講料の返金は致しかねますのでご了承下さい。

■会員事業場とは、本会に加入されておられる事業場様です。会員事業場様には、毎月「機関誌:鹿児島労基」を郵送していますので機関誌で確認できます。不明の場合はお近くの支部へお問い合わせ下さい。

※詳細は 別紙「講習会を受講予定の事業場様へ」をご覧ください。

### 【受講料の振込先】

■銀行名・口座番号 鹿児島銀行 本店営業部 当座預金 8526

■口座名  
シャ) カゴシマケンロードウキジュンキョウカイ  
(公社)鹿児島県労働基準協会

※振込み手数料は、申込者でご負担願います。

※振り込みの場合は、銀行振込票をもって領収書に代えさせていただきます。

[ 登録番号 T8340005007619 ]

## 9 申し込み完了について

申し込みの手続きがお済みになり、当方で受理後書類の審査を行います。書類に不足・不備などがなく審査を通過し、なおかつ、受講料の入金が確認できた場合に**申し込み完了**となります。

受講料を振込み期間内に入金できない場合は、申し込みが無効になりますのでご注意ください。

## 10 申し込み後の通知

申し込み完了後、受講票を講習日の概ね2週間(休業日を含む)以内に送付しますので講習当日受付にご提示願います。なお、テキストは当日お渡します。

## 11 講習科目と講習時間

講習カリキュラムは下表のとおりです。  
時間割は、都合により変更する場合があります。

### 化学物質管理者講習(取扱事業場向け) カリキュラム

| 時 間             | 講 習 科 目                              |
|-----------------|--------------------------------------|
| 9:00～ 9:20 20分  | 受付                                   |
| 9:20～ 9:30 10分  | 開講式                                  |
| 9:30～11:00 90分  | 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等                  |
| 11:00～11:10 10分 | 休憩                                   |
| 11:10～12:10 60分 | 化学物質の危険性又は有害性等の調査                    |
| 12:10～13:00 50分 | 昼食休憩                                 |
| 13:00～14:00 60分 | 化学物質の危険性又は有害性等の調査                    |
| 14:00～14:10 10分 | 休憩                                   |
| 14:10～15:40 90分 | 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等 |
| 15:40～15:50 10分 | 休憩                                   |
| 15:50～16:20 30分 | 化学物質を原因とする災害発生時の対応                   |
| 16:20～16:50 30分 | 関係法令                                 |
| 16:50～17:00 10分 | 閉講式(修了証交付)                           |

## 12 修了証の交付

所定の講習科目を受講した方に、「**化学物質管理者講習(取扱事業場向け)修了証**」を交付します。

※遅刻、早退等で規定の講習時間を受講できなかった方には、修了証は交付できませんのでご注意ください。

## 13 申し込みの取り消し

やむを得ず、受講できなくなり申し込みの取り消しを希望される場合は、講習日の1週間(休業日を除く)前までに本会へ専用メールまたはFAXにより「化学物質管理

者講習申込取消依頼書」を送付してください。

取消手数料1,100円(10%税100円込)と振込手数料を引いて返金致します。

#### 14 講習日の変更

やむを得ず、受講できなくなり講習日の変更を希望される場合は、講習日の1週間(休業日を除く)前までに本会へ専用メールまたはFAXにより「化学物質管理者講習講習日の変更依頼書」を送付してください。

講習日の変更は、次回開催される講習に限り1回のみ変更できるものとします。

また、変更後受講できなかった場合、受講料は返金致しませんのでご了承ください。

#### 15 化学物質管理者講習Web申込のお問い合わせ

化学物質管理者講習Web申込のお問い合わせにつきましては、下記メールアドレスよりお願い致します。

お問い合わせ専用メールアドレス [info-kagaku@kakikyo.or.jp](mailto:info-kagaku@kakikyo.or.jp)

公益社団法人鹿児島県労働基準協会「化学物質管理者講習」係

電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

《 お問い合わせ時間 平日9時～17時 》

#### 16 受講にあたっての同意事項

本講習では、次の事項に同意を頂き受講をお願いしています。

(1) 遅刻・早退等で所定の講習科目を受講できなかった場合は失格扱いとし、修了証は交付できません。

(2) やむを得ず講習の取り消しを希望される場合は、講習日の1週間(休業日を除く)前までにその旨手続きをお願いします。

取消手数料1,100円(10%税100円込)と振込手数料を引いて返金致します。

(3) やむを得ず講習日の変更を希望される場合は、講習日の1週間(休業日を除く)前までにその旨手続きをお願いします。

講習日の変更は、次回開催される講習に限り1回のみ変更できるものとします。

変更後受講できなかった場合は、受講料の返金は致しません。

(4) 特別な事情により急遽、講習当日欠席される場合であっても講習開始前までにその旨連絡をお願いします。

連絡なしに欠席された場合は失格扱いとし受講料は返金致しません。

(5) 天災地変(地震、台風、暴風雨、大雪等)により、講習会を実施することが困難と判断した場合は講習会を中止または延期して実施します。

この場合、事業場または受講者ご本人様へ連絡するとともに本会ホームページでお知らせします。

(6) (5)による受講料の返金が生じた場合は全額返金致します。

また、本会は、会場までの交通費、宿泊費等については、責任を負いかねますのでご了承ください。

## 【参考資料】

### 化学物質管理者の選任の義務化 厚生労働省：「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」より 2024(R6.4.1施行)

#### (1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

#### (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

|                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| リスクアセスメント対象物の製造事業場       | 専門的講習の修了者                |
| リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場 | 資格要件なし<br>(専門的講習等の受講を推奨) |

#### (3) 職務

- ・ラベル・SDS等の確認
- ・化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知・教育
- ・ラベル・SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応